

**（1）大学・学科の設置理念****①大学**

下関市立大学は、「総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的として設置されている。（下関市立大学学則第1条）

さらに、教育と研究を貫く理念として「教育と研究の一体性に基づく新たな知の創造」「東アジアを中心に広く世界に目を向けた教育と研究」「地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究」の3つを掲げ、

1. バランスのとれた教養豊かな高度職業人を養成すること
2. 地域社会及び国際社会の発展に寄与すること

を教育と研究の目的としている。

**②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）****認定を受けようとする学科：看護学科**

本学科は、人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成することを目的として設置する。（下関市立大学学則第3条）

**【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】**

看護学科では、所定の単位を修得し以下に挙げることを身につけた学生に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

**A. 知識・理解**

1. 多様な人々とその生活や社会・文化を理解するための幅広い教養を身につけている。
2. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、適切な看護実践するための基礎的知識を修得している。

**B. 汎用性技能**

3. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）に対して科学的根拠に基づき良質な看護が実践できる。
4. 保健医療福祉の場における看護専門職の役割を理解し、多職種と連携・協働できる。

**C. 態度・志向性**

5. 人々の生命・尊厳・権利を尊重し、看護専門職者としての倫理観・使命感に基づき行動できる。
6. 自らの看護実践力を高めていく自己研鑽力を有している。

**D. 統合的学習経験と創造的思考**

7. 情報通信技術を正しく活用し、看護を探究できる。
8. 地域の視点とグローバルな視点から看護を創造的に思考できる。

## (2) 教員養成の目標・計画

### ①大学

本学の教員養成は、上記3つの理念と2つの教育・研究の目的に従い、豊かでバランスの取れた教養と教職及び養護に関する高度な専門性を兼ね備え、教育者として強い使命感と倫理観を持ち、幅広いコミュニケーションで他者と連携・協働できる力を備えた教員を育成することを目標とする。

この教員養成の目標のため、以下のようなカリキュラムを設置し、指導体制を整える。

- ・教養教育として提供するリベラルアーツ科目群（人文科学、社会科学、自然科学、生命・健康科学、人権・共生）や地域の理解を深めるための下関学など、教員として求められる広く豊かな知識と学力を身につけることのできるカリキュラムの設置を行う。
- ・教職及び養護に関する専門的な学びを提供するため、教職履修カルテを活用し、学生の学修成果を振り返りながら、4年間系統的に指導を行う。
- ・教育委員会や地域の学校との連携を図り、学校体験制度による現場体験や学校ボランティアをはじめとした各種地域ボランティア活動を推奨し、幅広い世代との人間関係を築き、教員としての使命感と倫理観をもって行動できるよう教職専任教員が協力して指導を行う。

### ②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

#### 認定を受けようとする学科：看護学科

このたび認定を受けようとする看護学科では、以下のような人材育成を目指している。

1. 人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、人々に寄り添うことができる看護専門職者
2. 専門的基礎知識と科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践できる看護専門職者
3. 地域で暮らす人々の健康と生活を支えるために多職種と連携・協働できる看護専門職者

このような学科の養成する人材像のもと、本学科では次のような教員を養成する。

- 1) 多様な人々とその生活や社会・文化を理解するための幅広い教養を身につけた教員。
- 2) 看護の対象を多角的な視点から理解し、看護学の基礎的知識と科学的根拠に基づき良質な看護の実践力を身につけた教員。
- 3) 子どもの成長発達のメカニズムを深く理解し、健康・不健康を問わず、あらゆる健康レベルの子どもの健やかな成長・発達を支え、児童生徒の健康問題を解決する判断力と実践力を身につけた教員。
- 4) 児童生徒の生命・尊厳・権利を尊重し、看護専門職者としての倫理観・使命感に基づき行動できる教員。
- 5) 地域で暮らす様々な世代の人々の健康課題を発見し、学校保健の場において、教職員や多職種と連携・協働して、児童生徒や児童生徒を支える周囲の人々の支援ができる教員。
- 6) 様々な教育活動に必要な児童生徒のデータを収集・分析し、情報通信技術を正しく活用する教師としてのデータリテラシーを身につけた教員。

こうした教員を養成するため、本学科では以下のような教育課程を編成している。

幅広い教養を身につけ、地域で暮らす様々な世代の人々とその生活や社会・文化を理解できる基盤を培う。このために、1・2年次に教養教育科目区分として下関学、専門教育科目として暮らしと地域を知る実習などを配置する。

専門教育においては、看護情報学、公衆衛生学、栄養と代謝、人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ、臨床病態学Ⅰなどを系統的に配置し、看護学の専門的基礎知識を身につける。さらに、学校保健や保健室運営、健康教育に必要な看護の専門知識・技能を体系的に学ぶ教育課程を編成する。

看護学概論では、看護の本質を理解し、ライフステージとヘルスケア概論、小児ヘルスケア方法論Ⅰ、小児ヘルスケア方法論Ⅱと学びを深化させ、3年次の小児ヘルスケア実習などの全分野看護学の実習を通して、実践経験を重ね健康課題を探求し、判断力と問題解決能力を高めていく。このような専門教育の学修と養護概説、学校保健、健康相談活動の学修を通して、教員としての指導力を養う。

教員としての基本的な資質として、教員の役割の自覚や児童生徒の心身の発達などの理解を深めるために、精神ヘルスケア概論、精神ヘルスケア方法論Ⅰ、教育原理・教育課程論、教育心理学、教育方法論、生徒指導などを学修する。

地域・在宅ヘルスケア概論、公衆衛生看護概論、疫学・保健統計、多職種連携実習では、地域の健康支援や地域包括支援システムの仕組みを理解し、病気の予防、健康の保持増進に関する健康教育、多職種との連携・協働の在り方を学修する。

4年次には、養護実習を通して教育実践を経験し、実習後の教職実践演習では、養護教諭の役割、対人関係やコミュニケーション能力の形成、児童生徒の保健管理と保健室経営について、実習の経験を省察し、養護教諭の使命や教員としての表現力や授業力、指導力を習得する。さらに、救急看護、災害看護、感染看護、家族看護学の学修を通して、近年多発している自然災害や新型コロナウイルスなどの新たな感染症リスク、多様化した家族形態の変化など、様々な社会課題に対処し、児童生徒の生命・尊厳・権利を尊重する倫理観を養う。

### (3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

#### 看護学科（養護教諭一種免許状）

下関市の高齢化率は全国平均を上回っており、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるように、地域における看護の質的・量的な拡充が必要である。看護学科はこのような地域の特徴から、少子高齢化の進行による疾病構造の変化や療養の場の多様化、人々の生活様式の変化等に合わせ、多職種と連携・協働して看護実践ができる人材を養成することによって、地域住民の健康を守り、地域の発展に貢献できる人材を育成する。変化が著しく将来を予測できない時代だからこそ、人々の健康課題の発見・改善に向けて行動できる看護人材育成が必要である。看護学科は、医療機関や療養施設に限らず、下関・関門地域に暮らす人々がその人らしく生活し、健康で幸せに生きることを支えるために、看護専門職者を養成することを目的としている。

日本における養護教諭は、1905年に学校看護婦が学校長の要請で学校医の補助として配置されたことに始まるとされる。子ども達の健康を見守り、眼病（トラコーマ）などの病気を治

療、手洗い等の衛生教育が役割とされ、当初の学校看護師の役割の多くの事柄は、現在の養護教諭の職務につながっている。

現代の情報技術の進歩、少子化、核家族化、ステップファミリー、ひとり親世帯など家族形態が多様化し、子どもたちを取り巻く状況の変化は著しく複雑化している。児童生徒の心や体の不調の背景は、いじめなど学校課題だけでなく、肥満や痩身、生活環境の乱れ、さらには家庭での虐待、貧困など複雑化している。養護教諭はこうしたサインにいち早く気づくことができる立場として、多くの役割を期待されており、ヘルスカウンセリングなど健康の保持増進を実践できる資質が求められている。

また、新生児医療技術の進歩は著しく、医療的ケア児の増加に伴い、医療的ケアの対応について視野に入れる必要がある。医療的ケア児の実態調査（山口県、2022年）では、18歳未満は171人で、調査協力者116名の内、31.7%が小中学校に通学し、経管栄養や吸引、排泄管理等の医療的ケアを実施している。「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」（2017）では、このような多様化、複雑化、深刻化する児童生徒の健康課題については、専門的な視点で対応する必要があり、養護教諭が専門性を発揮して中心的役割を果たすことが求められる。

さらに、これらの児童生徒の心身の健康課題に対する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、教職員に加え、家庭や医療、福祉関係者など地域の人々と連携・協働して守り支えることが期待されている。養護教諭の役割としては、児童生徒の健康課題を的確に早期発見し、課題に応じた支援を行うことのみならず、全ての児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するための取組を、他の教職員と連携し日常的に行うことが重要である。

これからの養護教諭に求められる課題は、社会問題に対する支援のスキル向上、児童生徒の実態に応じた健康問題を解決する健康教育方針の明確化、児童生徒が心身の疲れや困りごとのSOSを出せる場の提供などである。看護職としての専門性を生かしつつ児童生徒の抱える現代的な健康課題に対し、他の教職員や地域と連携し取り組むことのできる人材の養成が不可欠である。

本学看護学科では、大学の教育理念のもとに高度な資質を持ち、専門的基礎知識と科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護実践力を身につけた人材を育成する。こうした人材は、児童生徒の健康と健全な生活を支えるために多職種と連携・協働し、学校現場で活躍できる教員として現場で求められる人材でもある。

以上のことから、本学看護学科に養護教諭一種免許状の課程設置を申請するものである。

## 様式第7号イ

## I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

## (1) 各組織の概要

①

組織名称：	教養教職機構運営会議
目的：	教養教職機構は、本学における基盤教育、教養教育及び教育職員免許状取得のための教育の実施について統括するとともに、教養教職教育の質的向上及び充実に資することを目的とする。
責任者：	教養教職機構長
構成員(役職・人数)：	(1) 教養教職機構長(1人) (2) 副機構長(1人) (3) 各部門長(3人)
運営方法：	教養教職機構に、教養教職機構運営会議を置き、複数学部における授業科目、担当教員の調整を行う。教職課程に関する事項については、教職教育部門で検討し、カリキュラム改編や規程改正など審議が必要な場合に開催する。

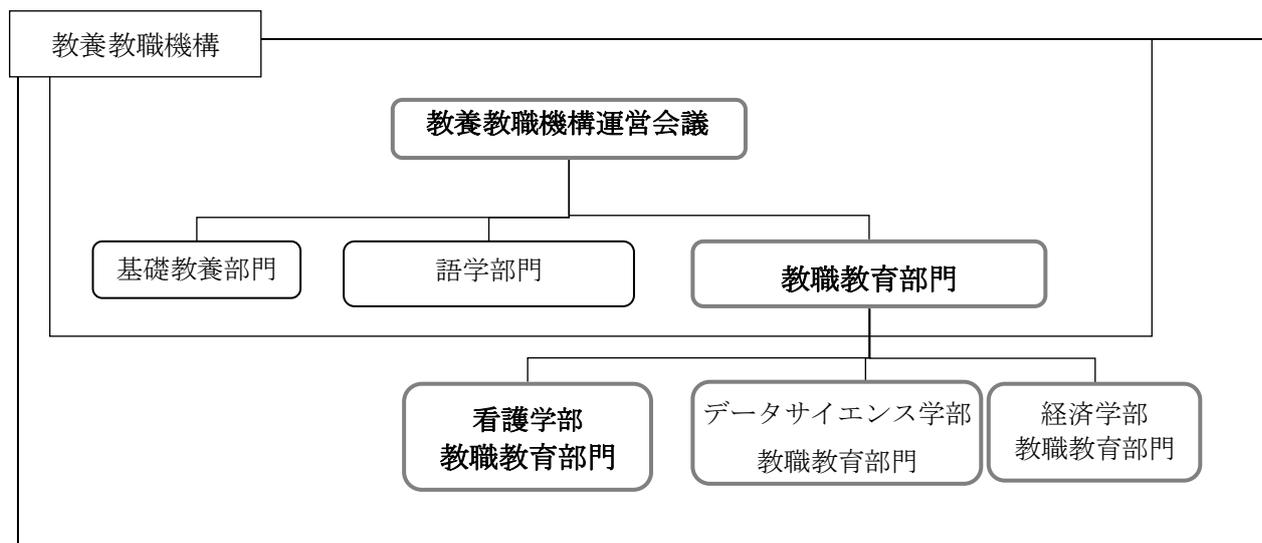
②

組織名称：	教職教育部門(全学)
目的：	教養教職機構運営会議のもとに教職教育部門を置き、教職課程のカリキュラム編成の検討や教職履修学生の指導、教育実習・養護実習等の指導に関する外部との連絡・調整などを行う。
責任者：	教養教職機構長
構成員(役職・人数)：	(1) 教養教職機構長(1人) (2) 教職専任教員(10人) (3) 教職担当職員(2人)
運営方法：	年間スケジュールに基づき、時間割編成、カリキュラム検討などを中心に会議を開催する。また、教職専任教員間の学生指導に関する情報共有については、必要に応じて適宜開催する。

③

組織名称：	看護学部教職教育部門
目的：	看護学部(看護学科)の教職課程における課題や学生指導、養護実習等について協議、検討する。また、他学部や外部との連絡・調整などを行う。
責任者：	看護学部教職教育部門長
構成員(役職・人数)：	(1) 看護学部教職教育部門長(1人) (2) 看護学部教職専任教員(2人) (3) 教職担当職員(1人)
運営方法：	学部の教職履修学生の指導を行うため、学部教員との連絡調整を行う。また、全学教職教育部門会議との連携により時間割調整などを行う。

## (2) (1) で記載した個々の組織の関係図



## II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

## (1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

看護学部の管理運営及び授業内容の充実に資するため、下関市と下関市教育委員会とともに市内の学校及び地域市民と連携して、学生が実践力を育成するためのフィールドを提供してもらうなど、学校現場との交流を取り入れた取り組みを行う予定である。また、大学周辺校区（山の田中学校区）の学校運営協議会との連携により、現場教員との交流を含めて学生の学びを深める。

また、下関市教育委員会と連携協定を締結し、教職専任教員が市内の各学校の要請に応じて、各種研修の講師として貢献するとともに、教員養成に関する要望等に応えるなど、連携協力関係を保持している。

## (2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 教員をめざす学生の学校体験制度（山口県教育委員会）

連携先との調整方法： ① 大学窓口に申込書等の提出  
② 山口県教育委員会から実施予定校の連絡  
③ 大学での事前指導  
④ 実施予定校での面接  
⑤ 学校体験実施の可否の決定

受入決定後、期間、時間帯、内容等について実施校の担当者と調整。

具体的な内容： 山口県教育委員会が実施する学校体験制度。実際に生徒とふれあったり、教員の仕事に接したりする体験を通して、教員という職業の魅力を実感することにより、教育に対する意欲の向上を図ることを目的として実施するもの。主に大学1・2年生を対象に1週間を超えない範囲で学習活動の補助、学校行事の補助、部活動の補助等を行う。

### Ⅲ. 教職指導の状況

教職専任教員と事務局（教務課）が連携して、学生指導を行っている。

教職履修希望の新生及び履修中の在学生向けに4月の教職オリエンテーションで履修指導を行い、各種免許状取得に必要な授業科目や単位数、手続きの時期など4年間の必要スケジュールについて周知する。3年生には養護実習の手続きについての説明会を開催する。

養護実習の事前・事後指導では、学生との面談を行い、養護実習期間中は、実習校と連携し、直接指導等を行う。

また、公立学校教員採用試験の受験指導等については、教職専任教員（校長等経験者の実務家教員）をはじめ、教員として活躍する卒業生による体験発表の機会も設けるなど就職指導にあたることとしている。

## 様式第7号ウ

## ＜看護学科＞（認定課程：養護一種免許状）

## (1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職の意義及び教員の役割・職務について理解する。</li> <li>・日本国憲法について理解する。</li> <li>・スポーツ、情報、語学の基礎的内容を理解する。</li> <li>・運動系、神経系、感覚器系、循環系、血液系、生体の制御の器官に関する人体の構造と機能を系統的に理解する。</li> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の健康を理解するための技術、情報の把握、人々の生活や社会文化を理解するための基礎的な知識を得る。</li> <li>・公衆衛生(学校保健を含む)の目的と意義について基礎的な内容を理解する。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念、歴史、思想について理解する。</li> <li>・スポーツ、情報、語学の基礎的内容を理解する。</li> <li>・呼吸器系、消化器系と代謝、泌尿器系、内分泌系の器官に関する人体の構造と機能を系統的に理解する。</li> <li>・体格、体力、疾病、栄養状態の実態など、幼児、児童及び生徒の身体 の健康を理解するための基礎的な知識を得る。</li> </ul>
2年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について理解する。</li> <li>・教育の方法及び技術についてICT活用を含めて理解する。</li> <li>・児童・生徒をとりまく環境と社会、その課題について理解する。</li> <li>・学校保健情報(体格、体力、疾病、栄養状態の実態など)を把握するための基礎的な技術を理解する。</li> <li>・不安や悩みなどのこころの健康の実態を把握するための基礎的な技術を理解する。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導の理論および方法について理解する。</li> <li>・総合的な学習の時間と特別活動の意義と内容及び教科等との関連を理論的に理解するとともに、実践化のための方法的始点や具体的手立てを深める。</li> <li>・幼児、児童及び生徒の成長・発達にあわせた望ましい養育環境、養育者への支援および子どもと家族の成長・発達や健康をサポートするヘルスケアの方法を身につける。</li> <li>・健康教育の基礎となる健康心理学、行動科学の諸概念・理論に加え、人々の行動の大きな規定要因である社会構造や組織、規範の成り立ちについての理解する。</li> </ul>
3年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する社会的、制度的、経営的な事項に関する基礎を理解する。</li> <li>・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒について理解する。</li> <li>・学校環境衛生に関する基礎的な知識を得ることができる。</li> <li>・学校保健に関する法律、養護教諭の職務である児童・生徒の健康の保持増進に関する情報収集・養護実践について理解する。</li> <li>・児童・生徒の現代的健康課題を理解し、児童・生徒の心身の健康問題に対応した健康増進、健康相談活動のための、保健室の在り方や養護教諭像を述べる。</li> <li>・健康相談活動を実践するための知識を身につける。</li> <li>・創傷処置や医療的ケア児への対応など医療的処置を要する児童・生徒に必要な看護技術を理解する。</li> <li>・集団の健康状態、疾病や健康障害の発生頻度や分布を解析し、関連する要因を明らかにし、公衆衛生上の対策などを考察し、疾病の予防やコントロールについて理解する。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の理論、方法及びカウンセリングに関する基礎を理解する。</li> <li>・健康な子どもとのかかわりを通して、小児各期の成長・発達を理解し、子どもおよび家族に適切な看護を実践する。</li> <li>・医療の場においては、健康障害を抱える小児とその家族を対象に、子どもと家族の権利を擁護しながら成長・発達・疾患などを考慮した看護過程を展開し、適切な看護を実践する。</li> <li>・様々な場において、子どもとその家族とのかかわり、子どもの健康レベルに応じて看護過程を展開し、成長・発達を促進するための看護実践力を身につける。</li> </ul>
4年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習を通じて、養護教諭の役割や対人関係の形成、児童・生徒の健康管理と保健室経営、健康課題抱える児童・生徒の支援、課題解決の実際について理解する。</li> <li>・実習を通じて、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動などの養護教諭の基礎的能力を身につける。</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校現場の事例を設定して模擬授業を実施し、学生間で評価を行い、実践可能な授業案を作成する。</li> <li>・実習の振り返りと演習を通して、養護教諭の役割の遂行や対人関係の形成、児童・生徒の健康管理と保健室経営、健康課題抱える児童・生徒の支援、課題解決に向けた自分自身の課題を明確にする。</li> <li>・災害看護や感染看護の理解を深め、感染予防や災害へ対応した学校保健の在り方について探究する。</li> <li>・現代における家族のあり方を家族の機能や構造から学び、複雑かつ多様な家族を理解する。</li> </ul>

様式第7号ウ（養護）

＜看護学科＞（認定課程：養教一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1年次	前期	教職論	看護学概論		英語 I b	ケアリング
			人体の構造と機能 I		スポーツ実践A	看護情報学
			公衆衛生学		日本国憲法	コミュニケーション論
					健康と運動	
	後期	教育原理・教育課程論	人体の構造と機能 II		英語 I d	薬理学
			臨床病態学 I (病理学、微生物学)		コンピュータ活用 I	臨床病態学 II (脳神経、呼吸器、循環器)
			栄養と代謝			生活援助技術
						暮らしと地域を知る実習
2年次	前期	教育心理学	精神ヘルスケア概論			看護倫理
		教育方法論 (ICT活用含む)	ライフステージとヘルスケア概論 II			地域・在宅ヘルスケア概論
						ライフステージとヘルスケア概論 I
						公衆衛生看護学概論
	後期	生徒指導	精神ヘルスケア方法論 I			健康行動科学入門
		総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	小児ヘルスケア方法論 I			保健医療福祉行政論
		道徳教育				看護管理と医療安全
						多職種連携論
3年次	前期	教育行政	学校保健			精神ヘルスケア方法論 II
		特別支援教育論	養護概説			
			健康相談活動			
			小児ヘルスケア方法論 II			
			疫学・保健統計			
	後期	教育相談	小児ヘルスケア実習			多職種連携実習
		教育社会学				
	4年次	前期	養護実習			
後期		養護実習事前・事後指導	救急看護			感染看護
		教職実践演習(養護)	災害看護			
			家族看護学			